

屋外広告物許可申請の手引き

屋外広告物 担当窓口

〒636-0198

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
斑鳩町役場 都市建設部 都市創生課
電話 0745-74-1001 (代表)

は じ め に

情報化時代の今日、宣伝の一役を担う屋外広告物はますます多様化、活発化の傾向にあります。

しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫すると街の美観や優れた自然景観が損なわれるおそれがあります。

また、著しく老朽化したり、管理が適正になされていない広告物は私たちに危害を及ぼすこともあります。

これらのことを防止するため、屋外広告物法や奈良県屋外広告物条例が定められ、屋外広告物について必要な規制を行っております。このうち、屋外広告物の審査・許可、また違反広告物の簡易除却など、屋外広告物に関する一部の権限につきましては、平成14年4月1日から本町に移譲され、その運用を行っております。

この『許可申請の手引き』は、法や県条例、また本町の設置許可等に関する規則に基づく正しい屋外広告物の掲出について、これから屋外広告物を掲出しようとする方はもとより、広く住民のみなさんに理解をしていただくため、規制の範囲や許可基準などを簡潔にまとめたものです。

斑鳩町は、世界遺産をはじめとする社寺や、藤ノ木古墳に代表される史跡など、歴史・文化資源が数多く点在しています。また、こうした歴史・文化資源の周辺においては、伝統的な住宅地や田園が広がっており、これらの要素が渾然一体となって、「斑鳩の里」と称される良好な景観が形成されています。

わたくしたちの斑鳩町が、より美しく、安全で住みよい街になりますよう、みなさんのご理解・ご協力をお願いします。

★ 屋外広告物とは

屋外で、常時又は一定の期間継続して、公衆に対して表示される、**はり紙・はり札・ポスター・立看板・広告板・広告塔**などをいいます。

これらが独立して設置されている場合はもちろん、建物などを利用して取り付けられている場合も含まれます。

また、表示内容が営利的な商業広告でなくても、文字等で表示されていなくても、上記の要件に該当するものは屋外広告物です。

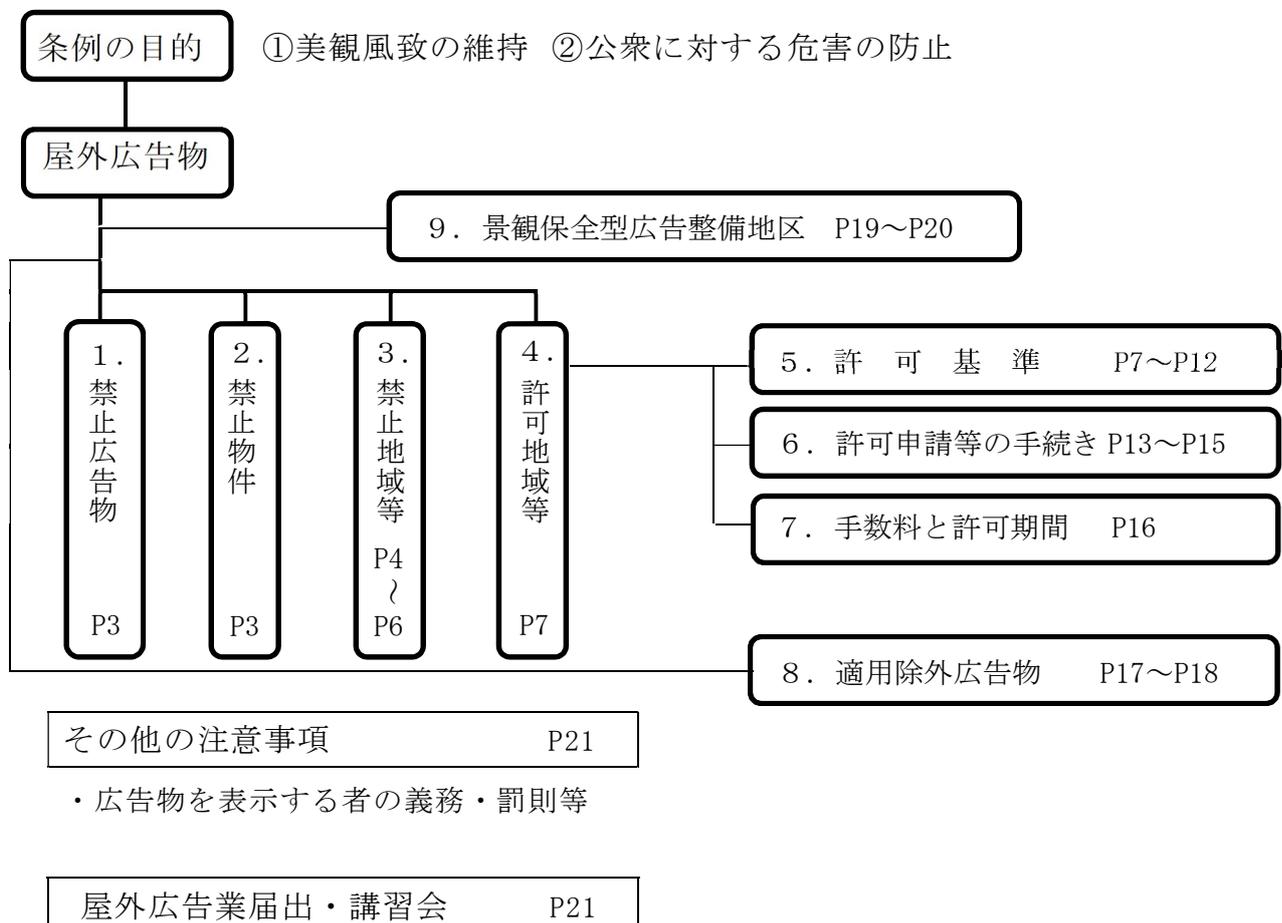
★ 屋外広告物を出すときは

屋外広告物を出そうとする場所が、原則として屋外広告物の出せない「**禁止地域**」や、許可が必要な「**許可地域**」となっている場合があります。また、世界遺産の玄関口にふさわしい景観作りを図るため、誘導基準として広告物等の表示の方法に関する事項を定めた「**景観保全型広告整備地区**」もあります。

屋外広告物を出すときは、事前に屋外広告物窓口「**斑鳩町都市建設部都市創生課都市計画係**」に相談して 下さい。

電話 0745-74-1001 (代表) 内線 293

屋外広告物条例の概要と「屋外広告物許可申請の手引き」の構成



1. 禁止広告物

■ 次の広告物は、どんな場合にも、表示・設置することができません。

- 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく美観風致を害するおそれのあるもの
- 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

2. 禁止物件

■ 次の物件には屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

- 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
- 街路樹、路傍樹
- 郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、道路標識、道路上のさく、駒止、信号機
- 銅像、記念碑
- 景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の規定により指定されたもの）
- 建造物（文化財保護法、奈良県文化財保護条例の規定により指定されたもの）
- 石垣、よう壁
- 火災報知器、消火栓、火の見やぐら
- 送電塔、送受信塔、照明塔

■ 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札、立看板の表示が禁止されています。

【違反広告物の一例】



3. 禁 止 地 域 等

■ 次の地域では原則として屋外広告物の表示・設置はできません。

- 文化財保護法により指定された地域
 - 国宝又は重要文化財の建造物の周囲 50 m 以内
 - 特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物（仮指定を含む）
 - 特別史跡、特別天然記念物の周囲 100 m 以内
- 奈良県文化財保護条例により指定された地域
 - 県指定史跡名勝天然記念物
- 歴史的風土保存区域（歴史的風土特別保存地区を含む）
- 第1種低層住居専用地域
- 風致地区
- 風致保安林の周囲 100 m 以内
- 墓地、火葬場
- 都市公園、県立公園

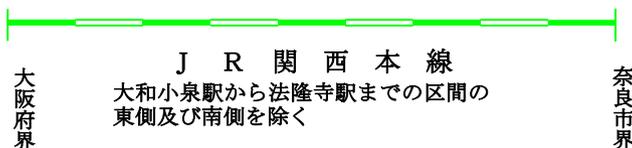
■ 次に掲げる道路敷地又は鉄道敷地から展望できる地域では、原則として屋外広告物の表示・設置はできません。（近隣商業地域を除く）

ただし、自家用の広告物（自己の事務所、営業所、店舗等に表示するもの）についてはこれらの地域においても、用途地域、店舗等の建物延面積等に応じて屋外広告物の表示・設置ができる場合があります。この場合、掲出する自家用広告物の総量が、10 m²を超える場合については、許可申請手続きが必要です。

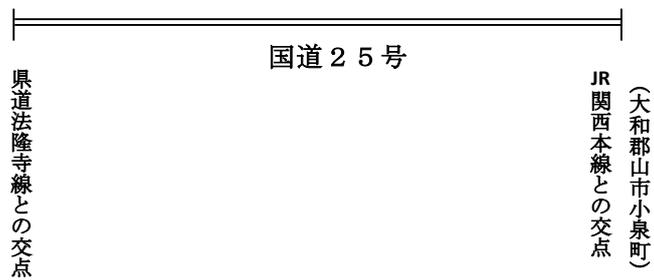
なお、風致地区と重なっている場所は、風致地区内において掲出できるもののみ掲出が可能です。

また、景観保全型広告整備地区と重なっている場所については、届出を提出する必要があります。（許可申請をする場合は不要）

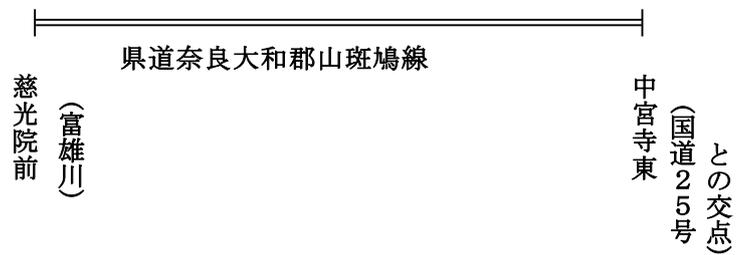
- J R 関西本線の両側 300 m 以内
（大和小泉駅から法隆寺駅までの区間の東側及び南側を除く）



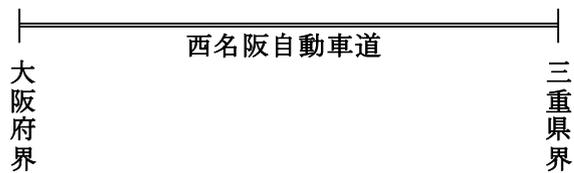
- 国道25号の両側300m以内
(大和郡山市小泉町の関西本線との交点から県道法隆寺線との交点までの区間)



- 県道奈良大和郡山斑鳩線の両側100m以内
(富雄川との交点から国道25号との交点までの区間)



- 西名阪自動車道の両側500m未満



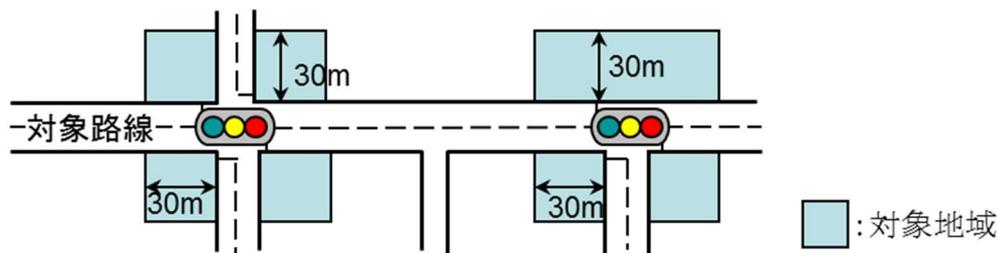
■ 次に掲げる広域幹線道路の交差点の周辺 30m の地域(下図)では屋外
 広告物を表示又は掲出物件を設置することができません。

ただし、道標など適用除外となるもの、及び自家用の広告物(自己の事務所、営業所、店舗等に表示するもの)については掲出が可能です。なお、道標については、当該地域外において設置可能な規模よりも大きなサイズの道標の設置が可能です。

掲出する自家用広告物の総量が、10 m²を超える場合については、許可申請手続きが必要です。

なお、風致地区と重なっている場所は、風致地区内において掲出できるもののみ掲出が可能です。

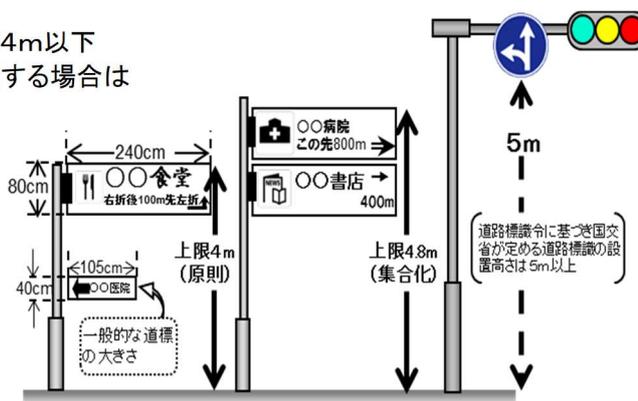
- 国道25号(王寺町行政界から龍田大橋までの区間)
- 国道168号(龍田大橋から平群町行政界までの区間)



○ 広域幹線道路の交差点周辺に表示できる広告物は、

① 道標(方向案内板)

- ・縦 80cm 以内 × 横 240cm 以内
- ・地盤面から広告物上端までの高さ 4m 以下
 (同一の支柱に縦に 2 個以上 設置する場合は
 4.8m 以下)



② 自家用広告物

- ・自己の事業又は営業に関し自己の事業所等に表示するもの
 (総面積が 10 m²を超える場合は許可を受ける必要があります)

4. 許可地域等

- 斑鳩町は町域の全域が許可の必要な地域となります。

5. 許可基準

■ 一般基準

□ 美観上の基準

- 市街地における広告物は、都市の環境に調和し都市美観を害さないものであること。
- 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のものであること。
- 赤色と緑、紫の原色又は原色に近い色彩（※1）の使用は、その表示部分を最小面積にとどめること。（※2）
- 赤色と緑色又は緑色と紫色は近接して使用しないこと。
- イルミネーション、ネオンサイン等は点滅速度をゆるやかにすること。
- サーチライトは使用しないこと。

□ 危害防止の基準

- 容易に腐朽し、破損しない構造であること。
- 風、雪、振動等により倒壊又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
- 信号機、道路標識の効用を妨げないものであること。
- 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。

☆ 色彩の一般基準

※1 「赤、緑、紫の原色又は原色に近い色彩」とは、次の表の色相・明度・彩度のマンセル値にすべて該当する場合をいう。

	色相 (H)	明度 (V)	彩度 (C)
赤 (R)	1 R 以上 6 R 未満	4 以上 6 未満	8 超え
緑 (G)	1 G 以上 7 G 未満	4 以上 7 未満	6 超え
紫 (P)	6 P 以上 9 P 未満	4 以上 6 未満	7 超え

※2 「その表示部分を最小面積にとどめること」（※1のマンセル値に該当した場合）

都市計画法第2章に規定する用途地域のうち 近隣商業地域・準工業地域	その他の地域
50%を超えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積)	40%を超えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積)

■ 種類別基準

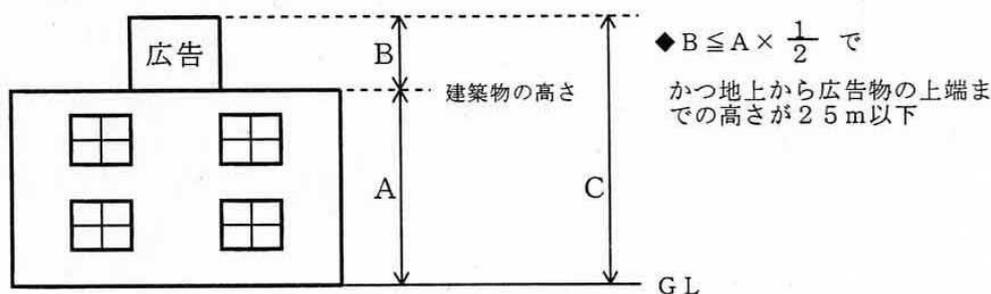
- 建築物を利用するもの

屋上広告物

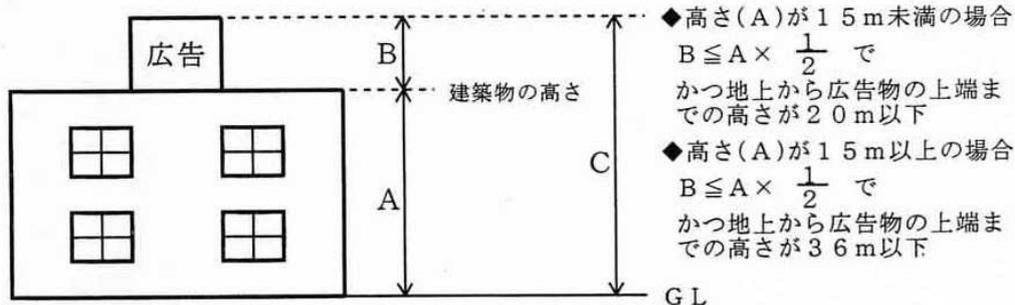
1. 屋上広告物の地域別基準

- A = 建築物の高さ (= 建築物の最高の高さ)
- B = 広告物の高さ (= 建築物の高さから広告物の表示面積部分の上端まで)
- C = (平均GLから広告物の表示面積部分の上端までの高さ)

○ 第1種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域

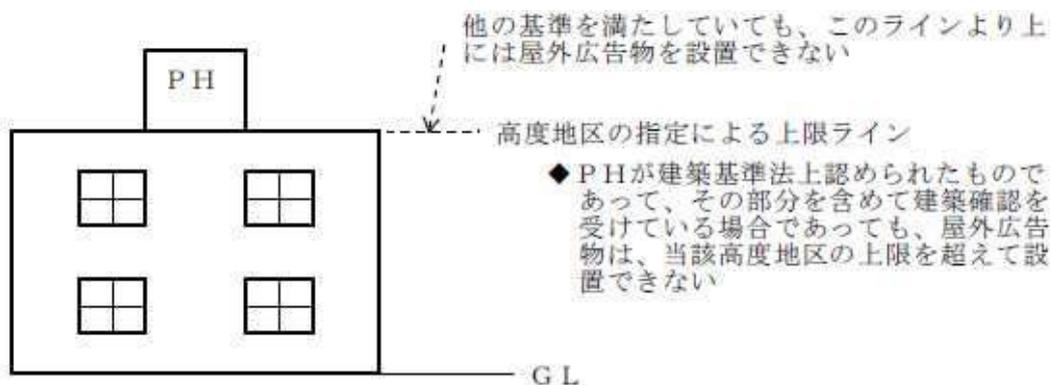


○ 上記以外の地域



※ 高度地区の指定による限度がある場合はその高さまで

(この他、他法令に基づく規制がある場合がありますので、別途ご確認ください。)

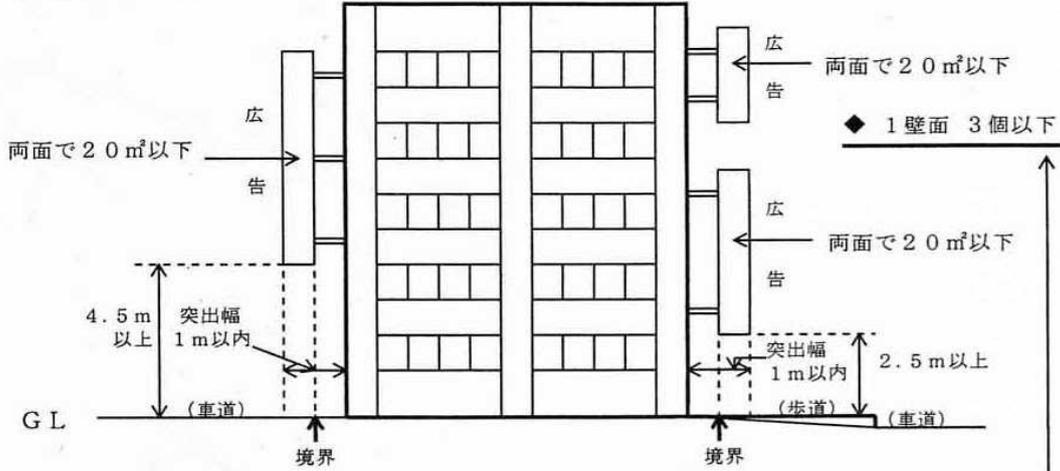


2. 和風建築物の棟には屋外広告物を掲げないこと

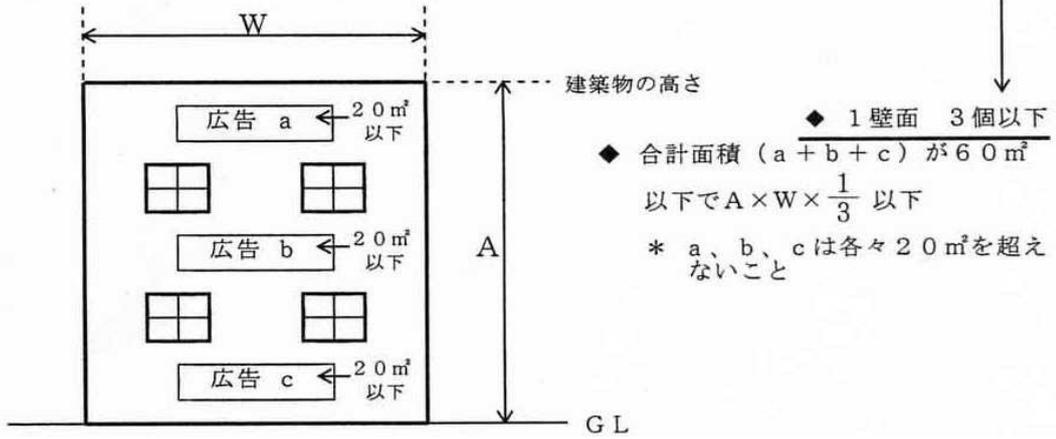
3. 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと

軒下広告物

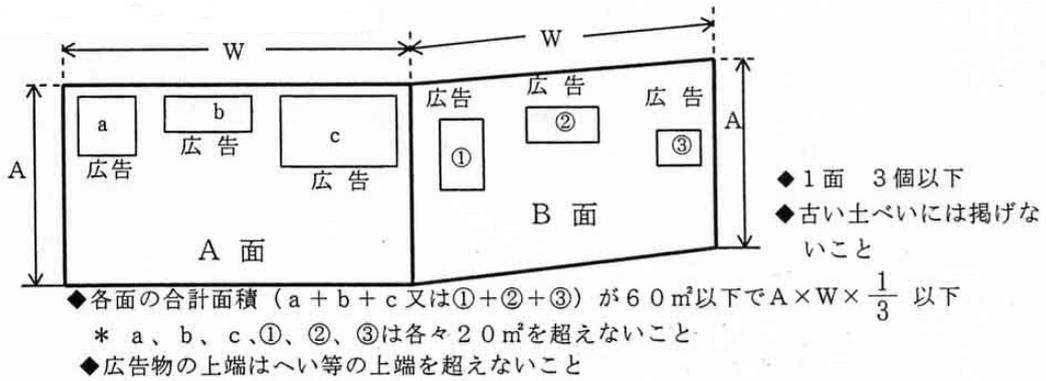
○突出



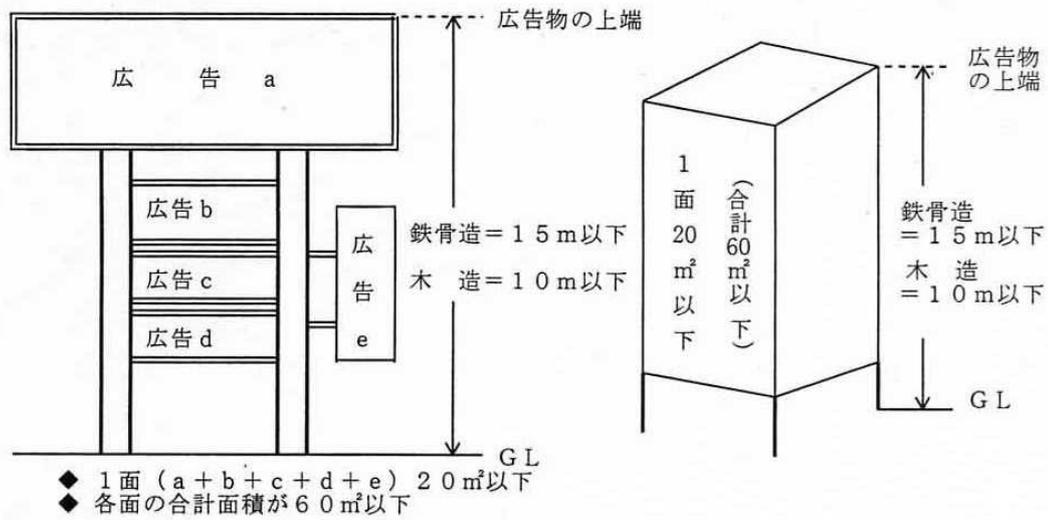
○壁面



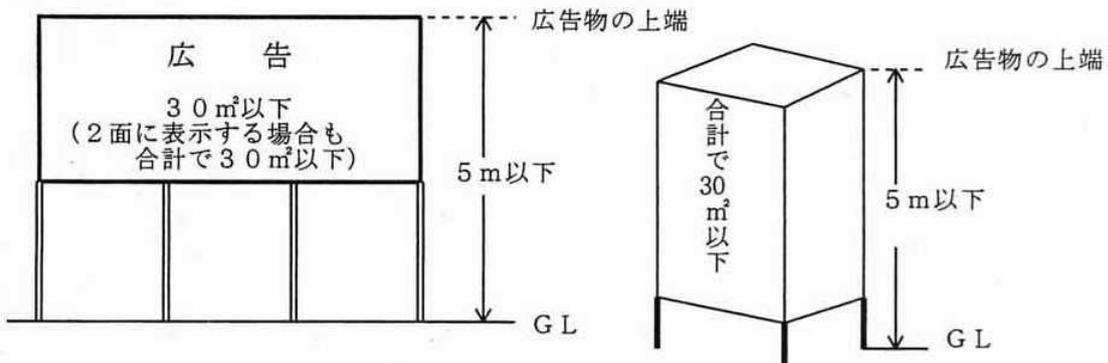
へい、かき広告物



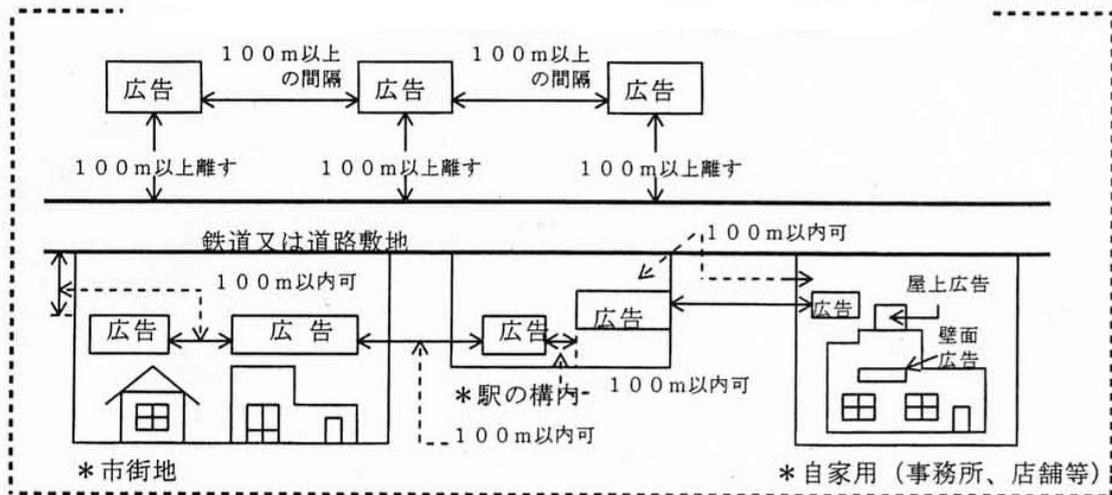
広告塔



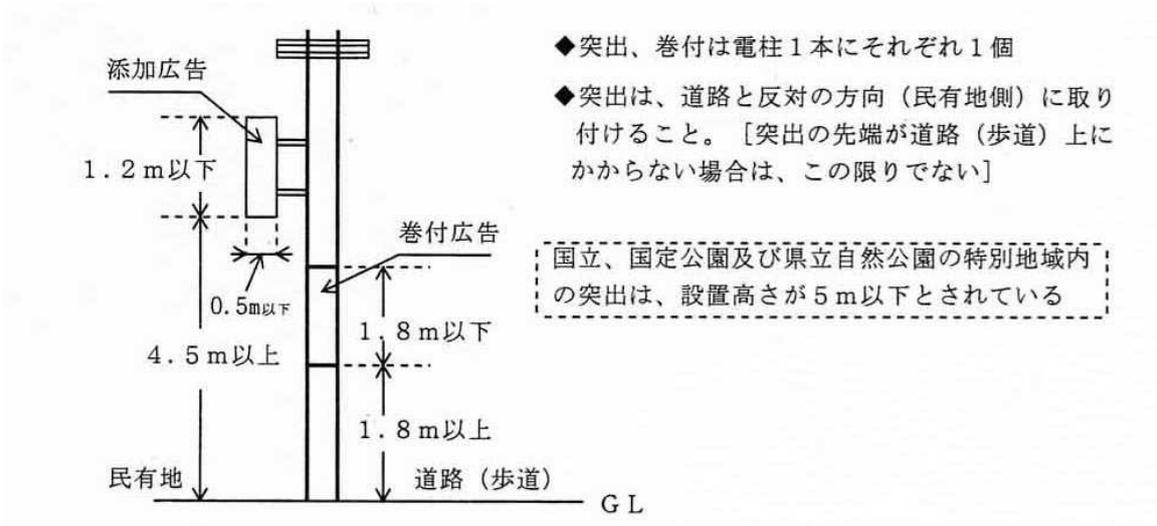
建植広告物



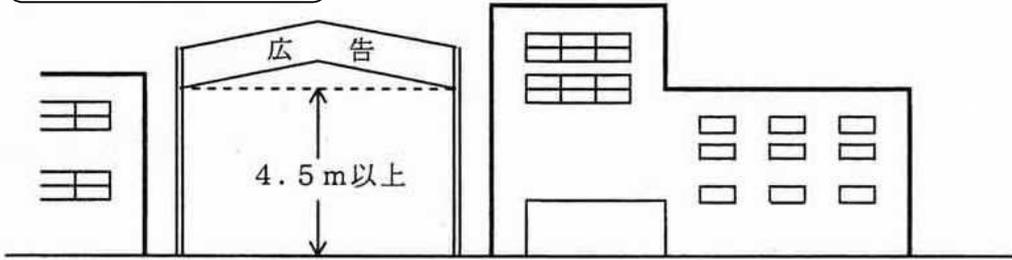
鉄道又は道路敷からの距離及び広告相互の間隔に関する基準



電柱広告物（突き出し広告、巻き付け広告）

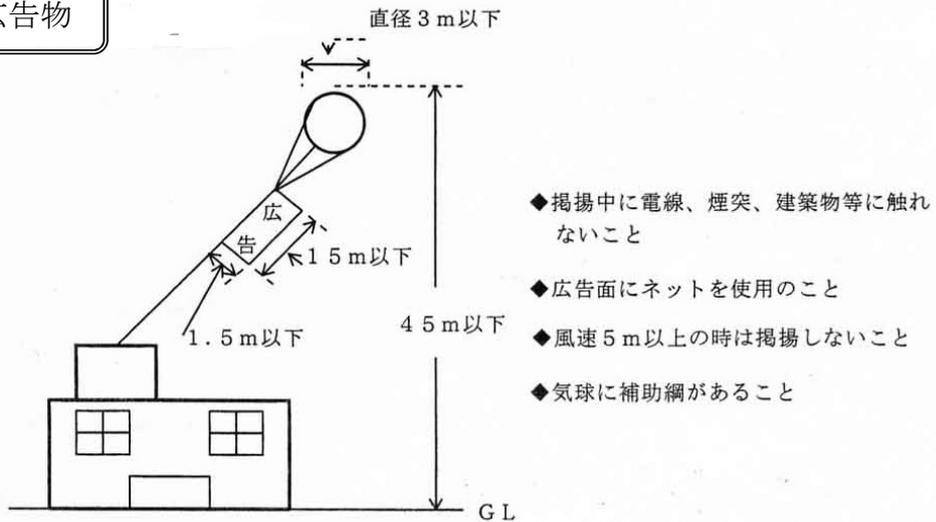


アーチ広告物

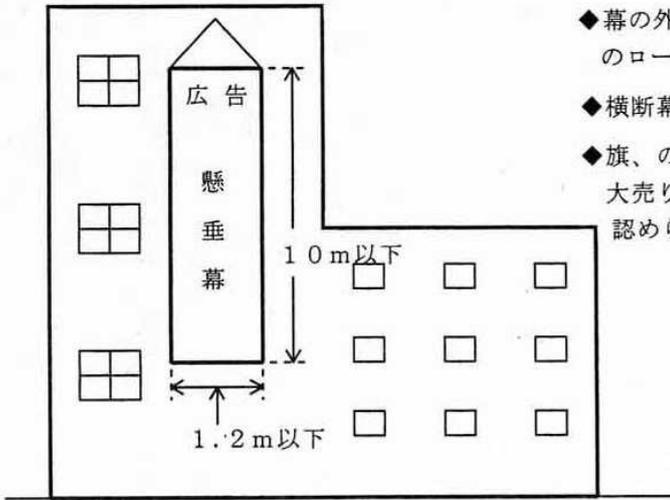


- ◆ アーチ上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみ表示
- ◆ 上記以外の広告物は、下部の柱部に掲出

気球広告物

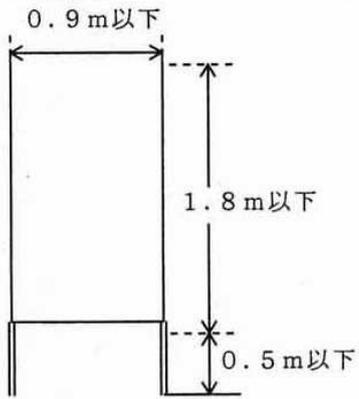


広告幕 (懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等)



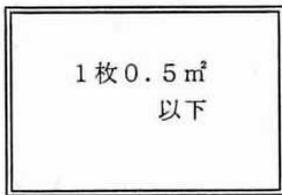
- ◆幕の外周には、風圧に耐えられる太さのロープをいれること
- ◆横断幕は繁華街においてのみ掲げること
- ◆旗、のぼり等は祭日、縁日、臨時興業、大売り出しのほか、商店街の慣習として認められている場合に限る

□ 立看板

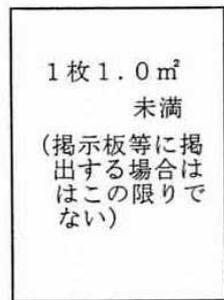


◆設置期間は、2ヶ月以内

□ はり札



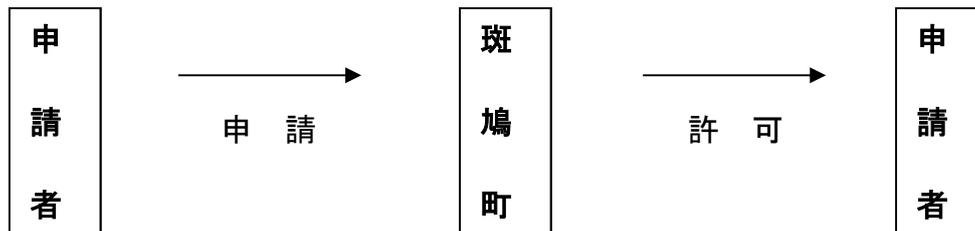
□ はり紙



- ◆新聞紙に墨書き又は絵具書きしたものは掲出ししないこと
- ◆掲出期間は、1ヶ月以内

6. 許可申請等の手続き

■ 許可申請の流れ



□ 新設の場合

広告物許可申請書正副2通に、必要書類を添付して提出し、許可を受けてから着工してください。

□ 変更の場合

広告物変更許可申請書正副2通に変更の内容を明らかにした書類を添付して提出し、許可を受けてから着工してください。

□ 継続の場合

許可期間が広告物の種類に応じて規定されています。期限後も引き続き広告物を掲出する場合は、期間満了の30日前までに広告物継続許可申請書を2通提出し、許可を受けてください。（添付書類は不要です。）

※各許可申請には手数料（「広告物許可申請手数料と許可期間」参照）が必要です。納付方法については都市創生課にお問合せください。

■ 申請者、管理者の住所・氏名を変更した場合

住所氏名変更届 **1通**を提出してください。

■ 撤去した場合

屋外広告物撤去届 **1通**を提出してください。

■ その他（他法令により手続きが必要な場合）

- 道路占用許可（問合せ：
町道→建設農林課
県道・県管理の国道→郡山土木事務所（0743-51-0201代）
国道→奈良国道事務所奈良維持出張所（0742-34-3581代）

道路敷地や道路の上空に広告物を掲出する場合は、道路占用の許可を得る必要があります。

- 工作物確認（問合せ：郡山土木事務所（0743-51-0201代）

高さが4mを超える広告塔等を設置する場合は、建築基準法に基づく確認申請が必要です。

- 埋蔵文化財（問合せ：斑鳩文化財センター（0745-70-1200）

斑鳩町内において工事などを行う場合は、埋蔵文化財に係る手続きが必要となる場合があります。

- 風致地区（問合せ：都市創生課）

風致地区内において、高さが1.5mを超える工作物を設置する場合は、あらかじめ町長の許可を受ける必要があります。なお、意匠面の審査は奈良県屋外広告物条例に基づき行いますが、支柱など躯体についての審査は斑鳩町風致地区条例に基づき審査を行います。「棒状工作物等」「その他工作物」の色彩に関する許可基準は「濃茶」となっておりますので、あらかじめご注意ください。

- 景観法（問合せ：都市創生課）

斑鳩町内全域が景観法に基づく届出区域となっています。届出対象となる行為かどうか事前の確認をお願いします。なお、届出が必要となる行為をされる場合は、景観形成基準に合致するようご留意いただき、行為着手の30日前までに届出てください。

- 街区基準点（問合せ：政策財政課）

街区基準点に影響を及ぼす可能性のある工事をする場合は、届出が必要となる場合があります。

許可申請必要書類

<申請部数 各2部>

※それぞれに押印してください。

必要書類		新規	変更		備考
			意匠	その他	
①屋外広告物許可申請書 (規則・第1号様式)		○			
②屋外広告物変更許可申請書 (規則・第2号様式)			○	○	
③付近の見取り図		○			縮尺1/2, 500程度の地図又は住宅地図等に設置場所を記入(朱書)。
④色彩及び意匠を表す図面		○	○	○	広告物の色彩図(立面図に着色も可)。赤、緑、紫の各色彩を使用する場合は、色見本を添付(メーカー名、番号、色の名称、マンセル値を記載)。
仕様書及び設計図	⑤敷地配置図・平面図	○		○	広告物の設置場所を記入(朱書)。敷地配置図に設置場所が表示できれば平面図は不要。
	⑥立面図	○		○	広告物の設置場所を記入。屋上の場合は図面上にGL、最高の高さ、広告物の上端の高さを各々記入。
	⑦構造図	○		○	広告物の構造を示す図面。(基礎構造図、取付断面図を含む)。照明の取付状況を示す図面。
⑧建築確認通知書(建築物)及び第1面～第5面の写し		△ ※1 ※2			※1 屋上広告物の場合、又は屋上広告物か軒下広告物か判別できない場合に必要。(建築物断面図でも可) ※2 展望規制地域内における自家用広告物について、 建築延面積 を確認する場合に必要。
⑨道路占用許可書の写し		△ ※3		△ ※3	※3 道路(公道)の 上空を占有 する場合に必要。(電柱広告物については事前協議が必要)
⑩委任状		△ ※4	△ ※4	△ ※4	※4 申請者が第三者に申請を委任する場合に必要。(受任者印要)

△印の書類は必要に応じて添付の必要があります。

7. 広告物許可申請手数料と許可期間

屋外広告物の種類	許可期間	手数料
広告塔	3年以内	5㎡まで 1,500円 5㎡増すごとに 1,500円加算
アーチ広告物		
屋上広告物		
建植広告物		
軒下広告物		
塀垣広告物		
気球広告物	1年以内	1個 1,000円
広告幕	1年以内	1個 500円
電柱広告物	1年以内	1件5個毎 1,000円 5個増すごとに 1,000円加算
立看板	2ヶ月以内	1件5個毎 1,000円 5個増すごとに 1,000円加算
はり札	1年以内	1件5個毎 500円 5個増すごとに 500円加算
はり紙	1ヶ月以内	1件100枚毎 500円 100枚増すごとに 500円加算

○1件とは一括申請されたもので、形状、大きさ、意匠等同一のものをいいます。

○単位の端数は、一単位に切り上げます

8. 適用除外

- 次の屋外広告物や掲出物件については、屋外広告物に関する一定の規制の適用が除外されます。

《禁止地域・禁止物件・許可地域に許可を受けずに掲出できる屋外広告物》

- 公職選挙法、その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は政党、その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示されるもの
- 他の法令の規定により表示を認められたもの又は義務づけられたもの
- 国、公共団体又は知事が認める公共的団体がその事務、事業に関して公共の利益のために表示するもの
- 自家用広告物で次の基準に適合するもの

広告物の掲出場所	広告物の設置基準	
	広告物の総表示面積	その他の事項
・ 歴史的風土特別保存地区	5 m ² 以内	イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものの色彩は薄色で点滅しないもの
・ 歴史的風土保存区域 ・ 風致地区	7 m ² 以内	
・ 上記以外の地域	10 m ² 以内	—
※自家用広告物とは、次の要件をすべて満たす広告物をいいます。 (1) 自己の事業又は営業に関する広告物 (2) 自己の事務所、事業所、営業所等に表示するもの		

- 自己管理地広告物で次の基準に適合するもの

広告物の掲出場所	広告物の設置基準
・ 歴史的風土特別保存地区	広告物の総表示面積が 1 m ² 以内
・ 上記以外の地域	広告物の総表示面積が 5 m ² 以内
※自己管理地広告物とは、次の要件をすべて満たす広告物をいいます。 (1) 自己の所有する土地又は建造物の一部に表示する広告物 (2) 管理上表示の必要があるもの	

- 講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するもので会場の敷地内に表示するもの
- 車両に表示するもの
- 慣例、その他特別の理由によりやむを得ないと知事が認めるもの
 - ・ 神社、寺、教会が宗教行事のため表示するもの。
 - ・ 年中行事のために主催者が表示するもの。
 - ・ 冠婚葬祭のため表示するもの。

《禁止地域のうち広域幹線道路の交差点周辺地域で許可を受ければ掲出できる屋外広告物》

- 自家用広告物で広告物の総表示面積が10 m²を超えるもの

《禁止地域・許可地域に許可を受けずに掲出できる屋外広告物》

●道標、案内板で次の基準に適合するもの

広告物の掲出場所	種類	広告物の設置基準
・歴史的風土 特別保存地区	道標	・縦30cm以下 かつ 横75cm以下
	案内板	・重要文化財、史跡名勝天然記念物（仮指定を含む。）、 奈良県指定文化財の紹介・案内を目的とするもの ・面積が5㎡以下
・広域幹線道路の 交差点周辺地域	道標	・縦80cm以下 かつ 横240cm以下 ・地盤面から広告物の上端までの高さ4m以下 （同一支柱に二以上の広告物を縦に表示する場合は4.8m以下）
	案内板	・重要文化財、史跡名勝天然記念物（仮指定を含む。）、 奈良県指定文化財の紹介・案内を目的とするもの ・面積が5㎡以下
・上記以外の地域	道標	・縦40cm以下 かつ 横105cm以下
	案内板	・重要文化財、史跡名勝天然記念物（仮指定を含む。）、 奈良県指定文化財の紹介・案内を目的とするもの ・面積が5㎡以下
※電柱・街灯柱及びこれらに類するものには掲出できません。 道標を設置する際は奈良県景観・自然環境課までご相談ください。		

《禁止地域のうち展望規制区域で許可を受ければ掲出できる屋外広告物》

●自家用広告物で広告物の総表示面積が10㎡を超え、次の基準に適合するもの

広告物を掲出する 場所の用途地域	敷地内の建築延面積	広告物の総表示面積
・準工業地域	500㎡以下	20㎡以下
	500㎡超 1,000㎡以下	30㎡以下
	1,000㎡超	40㎡以下
・上記以外の地域	500㎡以下	15㎡以下
	500㎡超 1,000㎡以下	25㎡以下
	1,000㎡超	35㎡以下
・鉄道、道路敷地からの距離が20mを増すごとに、広告物の総表示面積の上限にそれぞれ10分の1の面積を加算する。 ・建築物又はその他の工作物に直接設置するものは、広告物の広告面に直交する地点より展望した場合の建築物又は工作物の垂直投影面積の5分の1を超えないこと。 ・特定商品名を表示する場合は、その表示面積は各広告物の表示面積を合算した面積の3分の1以下であること。 ・特定商品名のみを表示するものでないこと。		

《許可地域で許可を受けずに掲出できる屋外広告物》

●放送事業者、新聞社、通信社の発行する速報又はこれを掲出する物件

●短期間の表示又は設置で次のもの

- (1) 広告面に表示期間と責任者の住所・氏名を明記した面積0.5㎡以下の広告物で、表示期間が一週間以内のもの
- (2) 一定の場所を定めて設置する広告物を掲出する物件（自治会の掲示板等）に表示する広告物で、表示期間が二週間以内のもの

9. 法隆寺地域沿道景観保全型広告整備地区

- 当該地区内において屋外広告物を掲出しようとするときは、知事の定める「基本方針」及び町長の定める「広告物等の表示の方法に関する事項」に適合するように努めなければなりません。また、適用除外に該当する場合でも、次に掲げるものについては届出が必要となります。

- 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、営業所等に表示するもの
- 自己の所有する土地又は建造物の一部に管理上必要があつて設置するもので、規則で定める基準に適合するもの
- 道標、案内板
- 放送事業者、新聞社又は通信社の発行する速報又は掲出物件

《指定区域》

次に掲げる道路及びこれらの両側の路端から30m以内

- ・ 国道25号（県道法隆寺線との交点から県道奈良大和郡山斑鳩線との交点までの区間）
- ・ 県道大和高田斑鳩線（国道25号との交点から河合町との行政界までの区間）
- ・ 県道奈良大和郡山斑鳩線

（町道201号線及び町道237号線との交点から国道25号との交点までの区間）

《広告物等の表示の方法に関する事項》

全 広 告 物	色彩	<p>1 屋外広告物の地色は、次の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.0R(10RP)～9.9Y</td> <td>—</td> <td>8.0以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>—</td> <td>6.0以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>使用可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地色とは、文字以外の部分をさす。 ※地色の面積の1/3未満の面積で用いる色彩には制限はないものとする。</p> <p>2 多くの色彩やアクセント色を用いる場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。</p>	色相	明度	彩度	備考	0.0R(10RP)～9.9Y	—	8.0以下		上記以外の色相	—	6.0以下		無彩色	—	0	使用可
	色相	明度	彩度	備考														
0.0R(10RP)～9.9Y	—	8.0以下																
上記以外の色相	—	6.0以下																
無彩色	—	0	使用可															
照明	イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものについては、点滅しないものに限ること。																	
屋上広告物	設置しないこと。																	
広告塔	<p>1 地上から広告物の上端までの高さは10m以下であること。</p> <p>2 自家用以外の広告物については設置しないこと。</p>																	
建植広告物	自家用以外の広告物については設置しないこと。																	
旗、のぼり	道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互の間隔を5m以上とすること。（3本以下の場合を除く。）																	

《広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針》

法隆寺地域沿道地区は、世界遺産「法隆寺地域の仏教建造物」へアクセスする一般国道25号、主要地方道大和高田斑鳩線及び主要地方道奈良大和郡山斑鳩線の沿道の区域である。これらの道路は、地域の生活道路であるとともに、西名阪自動車道から法隆寺地域へのアクセス道路であり、県内外や海外から法隆寺地域を訪れる多くの人々の玄関口として重要な役割を担っている。

主要地方道奈良大和郡山斑鳩線の沿道は、自然景観、田園景観及び歴史的景観が一体となった優れた景観を形成しており、「古都・奈良」を代表する景観である。主要地方道大和高田斑鳩線の沿道は、大和川の水辺景観、田園景観及び市街地景観を形成している。一般国道25号は県北部を東西に連絡する主要幹線道路であり、市街地景観を形成している。

これらの沿道の一部においては、周辺景観に雑然とした印象を与える広告物や周辺景観と不調和な建築物が存在する等の課題があり、これらの課題に対応し世界遺産の玄関口にふさわしい景観づくりが必要となっている。

このような地域での景観づくりの一環として、法隆寺地域沿道地区を景観保全型広告整備地区に指定し、良好な広告景観づくりを推進しようとするものである。

1. 広告景観づくりに関する基本構想

世界遺産である法隆寺地域へのアクセス道路の沿道景観は、県内外や海外からこの地を訪れる多くの人々の目にふれ、世界遺産に対する印象を左右することから、奈良県の景観形成上、最も重要な景観の一つである。

そのため、世界遺産の玄関口としてふさわしい風格のある歴史的な景観づくりを基本とし、法隆寺地域を訪れる人々を心地よく迎える、「古都・奈良」のイメージが醸成されるよう、奈良県景観計画（平成21年5月奈良県告示第40号）と連動しながら沿道の建築物等と一体となった美しく風格のある広告景観づくりを図る。

2. 広告景観づくりに関する基本事項

・人々を心地よく迎えるゆとりある空間の創出

世界遺産の玄関口として、すっきりとした開放感のある広告景観づくりを図るため、屋外広告物の高さが適度なものとなるようにするとともに、雑然とした広告景観とならないよう掲出の抑制を行う。

・「古都・奈良」のイメージを醸成する落ち着いた空間の創出

世界遺産とその周辺の街並みを目的にこの地を訪れる人々にとって奈良県の歴史的風土を印象づけるような落ち着いた空間のある広告景観づくりを図るため、周辺の優れた景観資源が映え、かつ、建築物、工作物、自動販売機等の多様な景観要素が調和するよう、色彩への配慮及び照明等の使用の抑制を行う。

《指定年月日》

平成21年10月30日（効力の発生する日 平成21年11月1日）

その他の注意事項

■ 適正な管理と自主撤去

- 許可の表示
許可を受けた広告物には、許可の標識を必ず付けてください。
- 管理義務
設置者又は管理者は、表示又は設置した広告物を、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持してください。
- 撤去義務
許可期限が満了したとき又は広告物を表示する必要がなくなったときは、その表示者又は申請者は責任をもって撤去してください。
- 罰則の適用
許可が必要であるのに許可を受けなかったり、禁止されている地域や物件に表示を行った場合など、条例に違反した場合、50万円以下の罰金に処せられます。

屋外広告物業の登録・屋外広告物講習会

■ 屋外広告物業の登録

奈良県内で屋外広告物業を営もうとする場合、知事の登録を受けなければなりません。登録に関する手続きについては、下記の県担当窓口までお問合せください。なお、登録事項に変更があった場合や屋外広告物業を廃業した場合は、それぞれ知事へ届出が必要となります。

■ 屋外広告物講習会

講習会の講習科目は、次のとおりです。

- 屋外広告物の法令に関する科目
- 屋外広告物の表示に関する科目
- 屋外広告物の施工に関する科目

屋外広告物業の登録、講習会、講習会の手数料については、奈良県担当課（景観・自然環境課）までお問合せください。

奈良県景観・自然環境課 TEL: 0742-22-1101(代表)
0742-27-8756(直通)
住所: 〒630-8501
奈良県奈良市登大路町 30 番地